

老朽危険空き家の解体撤去費用の一部を補助する制度

## 姫路市 老朽危険空き家対策補助金交付制度

### ■個人向け補助

◇対象者 いずれかに該当される方

- ・空き家の所有者
- ・空き家所有者の相続人
- ・空き家がある土地の所有者

### ■自治会向け補助

◇対象者

- ・自治会

◆対象建築物 いずれの要件も満たすと姫路市が判定したもの

- ・市内にある概ね10年以上使用されていない建物
- ・一戸建ての住宅で、2分の1以上が居住のために使用されていたもの
- ・老朽化の基準を満たすと判定されたもの
- ・敷地周辺に及ぼす危険があるもの
- ・所有権以外の抵当権などが設定されていないこと

◇補助金額及び予定戸数

解体撤去費用の5分の1以内(上限30万円)  
平成29年度予定戸数:未発表

◇補助金額及び予定戸数

解体撤去費用の2分の1以内(上限100万円)  
平成29年度予定戸数:未発表

密集市街地において地震時などに火災が燃え広がる  
危険を解消するために老朽住宅の除去に対する補助制度

## 神戸市 密集市街地建物除去事業

◆対象区域◆ 灘北西部・兵庫北部、長田南部、東垂水

◇対象者◇ 建物所有者

◆補助金額◆ 住宅除去に要する費用の3分の2  
※戸建:上限128万円 集合住宅:上限256万円

◇対象建築物◇ ・建物所有者から同意が得られていること  
・昭和56年5月31日以前に着工されて木造住宅

◆29年度予算◆ 未発表

土地から建物までのトータルアドバイザー

イチロウグループ

株式会社イチロウ産業 本店: 姫路市北新在家2丁目20-11 神戸店: 神戸市垂水区旭ヶ丘1丁目3-35  
Tel 079-293-0333 Tel 078-709-0333

神河店: 神崎郡神河町中村681  
Tel 0790-31-3855

株式会社アートワン (不動産部) 本店: 姫路市北新在家2丁目20-11 神戸店: 神戸市垂水区旭ヶ丘1丁目3-35  
Tel 079-293-0332 Tel 078-709-0229

神河店: 神崎郡神河町中村681  
Tel 0790-31-3855